

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は鉄道関連の工事現場で作業員として勤務していたが、作業中に足を引きずるようになり、その後、歩くことができなくなったため〇病院を受診し「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

日勤と夜勤を繰り返す勤務形態で働き、列車がいつ通るかわからないことによる精神的緊張を伴う業務に長時間就いていたために脳梗塞が発症したのであり、業務上の疾病であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間の業務の過重性について、最も労働時間が長い日でも1日の労働時間は6時間15分であり、日勤と夜勤が同一の日にあった日も1日だけであるため、日常業務と比較して特に過重な業務があったとは認められない。
- (4) 発症前おおむね6か月の業務の過重性について、勤務形態が不規則であり、休日も少なく、連続勤務も認められるが、発症前1か月ないし6か月間の時間外労働時間は、最長でも35時間であり、日常業務と比較して特に過重な業務があったとは認められない。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した傷病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間の業務の過重性について、日常業務と比較して特に過重な業務があったとは認められない。

エ 発症前おおむね6か月間の業務の過重性について

- (a) 労働時間を工事記録等から審査官が推計したところ、発症前3か月間の1か月平均時間外労働時間数は80時間に近接した時間数となっている。また、発症の6か月前ごろから休日の取得日数が少ない状態が継続していたことが確認できる。

- (b) 事業付属寄宿舍と現場との移動は拘束時間と考えられ、これを含めると、発症前2・3か月目には拘束時間が300時間を超えており、拘束時間が長い勤務に従事していたと認められる。
- (c) 頻繁に深夜時間帯の勤務に従事しており、勤務と勤務との間隔も短かった。また勤務の密度が高くなり結果的に常態として日勤と夜勤の両方に従事するようになっていたため、交替制勤務・深夜勤務としての負荷を認める。
- (d) 作業環境について、騒音による負荷が生じていた可能性は否定できないが、列車運行中の作業の頻度は低いため、精神的緊張を伴う業務としては積極的に評価することは難しい。

以上のような負荷要因を考慮し、発症前の長期間において、特に過重な業務があったと判断できる。

オ 医証について、〇〇医療センター医師の鑑定書は、請求人の疾患は「アテローム血栓性脳梗塞」であり、上記の労働時間及び勤務形態等を前提とすれば、疲労の蓄積が誘因となって発症したと考えるべきであるとしている。

(2) 結論

以上から、本件疾病について業務との相当因果関係が認められ、本件疾病は業務上の事由により発症したものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。